



令和6年第7回総会

会 議 録

期 日 令和6年7月30日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和6年第7回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和6年7月30日（火）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	35	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	36	あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について
4	37	農地法第3条許可申請について
5	38	農用地利用集積等促進計画の調整について
6	39	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
7月30日	午後2時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田広昭	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	白澤敦行	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

2番 今給黎龍浪 農業委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博
主幹兼農地係長 前原光博
農地係参事補 新屋敷嘉一

午後 2 時 0 0 分 開会

議長

開会前にお知らせします。

今給黎委員から、本日は欠席するとの連絡がありましたので、ご承知おきください。

令和6年第7回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 13 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。3番水野委員、4番篠原委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局

日程第2号議案第35号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

1ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号64号から70号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外4名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外6名です。

解約面積は畑が20筆で16,986㎡です。

以上農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番64号から70号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第36号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。3ページをご覧ください。

名簿登録番号大堀地区10号、〇〇〇〇さんは、経営類型（いも類、露地野菜、施設野菜）で、甘しょを中心に、ブロッコリー、トマトを栽培するとのことです。経営面積は307aで、農業労働力は1名です。田布川地区の担い手農家に、1年4か月ほど研修し、令和6年4月に経営を開始しております。

名簿登録番号瀬戸口地区50号、〇〇〇〇さん・〇〇さんは、経営類型養鶏で、ブロイラーを飼養しております。頭数は35,360羽、農業労働力は2名です。

また、南九州市に、鶏舎も取得し、経営規模の拡大を図り、親子で、共同経営をしていくとのことです。

これらの方々には、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定及び広域的認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。以上、説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号21号の申請地は、

豊留町〇〇番、畑、342㎡

豊留町〇〇番、畑、338㎡

合計680㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、52歳、豊留町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、69歳、豊留町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということであります。

申請地については6ページに掲載してあります。

豊留町〇〇番は板敷配水池より東側約〇〇mに、

豊留町〇〇番は板敷配水池より東側約〇〇mに、

位置します。

整理番号 22 号の申請地は、

立神北町〇〇番，畑，331 m²

立神北町〇〇番，畑，495 m²

合計 826 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，93 歳，中央町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，新規兼業農業，62 歳，日置市にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については，8，9 ページに掲載してあります。

申請地は南海自動車学校より東側約〇〇mに位置します。

なお，立神北町〇〇番は公図上，筆界未定となっておりますが，親からの子への贈与であること，また，国土調査以前の公図及び地籍測量図を基に筆界未定地内の各区画を復元すると現在の区画状況と占有状況は合致しており，今後，紛争は起こらない状態で問題のない申請でございます。

以上，説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号 21 号について，俵積田正康委員をお願いします。

12 番（俵積田正康委員）整理番号 21 号について報告いたします。

7 月 2 日に譲受人の立ち会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は板敷集落に居住し，夫婦で甘藷・そら豆・実エンドウを栽培している農家です。

譲渡人は板敷集落に居住し，現在，譲渡人が保全管理しております。

位置関係は事務局の通りです。

豊留町〇〇番の東側は公衆用道路，西側，南側は譲受人の畑，北側は申請地です。

豊留町〇〇番の東側，北側は公衆用道路，西側は譲受人の畑，南側は申請地です。

権利取得後は，甘藷・豆類の栽培を行う計画で，本件の権利取得により，周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ，問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 次に，整理番号 22 号について，園田委員をお願いします。

6 番（園田委員）整理番号 22 号について報告いたします。

立神北町〇〇番と〇〇番は，一括して報告したいと思います。

7 月 11 日に司法書士の〇〇さん立ち会いのもと現地調査を行いました。

譲受人の〇〇〇〇さんは譲渡人の〇〇〇〇さんの実子にあたり，無償贈与での申請です。

位置関係は事務局の通りです。

申請地の東側は畑と宅地，西側は菜園畑，南側は市道，北側は宅地です。

現在，耕作はされておらず，申請書には甘薯を栽培する計画で申請されていますが，作付けの時期はすぎており，来年の作付けまで，周辺の土地に迷惑がかからないように管理するよう指導しました。取得後，来年の作付け迄，そのように管理するとの事で，本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ，問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長

ただいまの報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号21号並びに22号については，申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって，議案第37号は，申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に，日程第5号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局

日程第5号議案第38号農用地利用集積等促進計画(中間管理事業)の調整について説明いたします。

これは，農地中間管理機構を通じて利用権設定するものです。

10 ページをご覧ください。大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載とおりです。

整理番号8号から9-2号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外1名，利用権設定をする者〇〇〇〇さん外2名で設定面積は，畑が3筆3,697㎡，樹園地が16筆18,497㎡，合計19筆22,194㎡です。

以上の内容は，農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積等促進計画の調整については，原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第38号の決定した案件につきましては、市長を通じ農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第39号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1の利用権設定関係ですが、10・11ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号94号から107号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外14名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外18名で設定面積は、26筆26,864㎡、樹園地3筆1,694㎡、合計29筆28,558㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に3の所有権移転関係が2件です。12ページをご覧ください。

整理番号9号、譲渡人は鹿児島市にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は田布川町の〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で、移転する土地は1筆で面積は686㎡です。

次に、整理番号10号、譲渡人は下松町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は下松町の〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で移転する土地は1筆で面積は1,181㎡です。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号94号から107号までについて、所有権移転の整理番号9号並びに10号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第39号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午後 2 時 3 0 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天 達 範 隆

会議録署名委員 水 野 正 子

会議録署名委員 篠 原 正